

第13回

やまと

終活クイズ

- 問題の解答を本用紙に直接記入してください。
- 解答後、氏名・住所を記入いただき、本用紙を「人生100年推進課」へ送付いただくと、解説とともに返却します。(参加賞もお楽しみに!)

【対象】 市内在住者

【解答締め切り】 7月31日(水)必着

【クイズの送付先】 〒242-8601 人生100年推進課

【問合せ】 TEL:046-260-5622

解答者住所	〒242- 大和市
解答者氏名	<input type="text"/>

※ 答案の送付などに必要ですので、正確にご記入ください。

100

<1問10点・40点満点>

第1問

「A」から「D」にあてはまる言葉をひとつずつ
□の中にいれて、しりとりを完成させましょう。

A ハ □ ジ マ □

B □ 工 □

C □ シ ヒ ョ ウ □

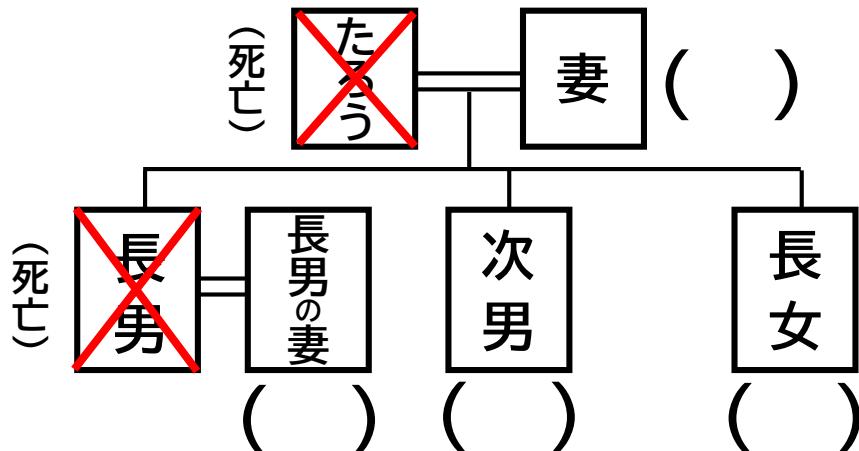
D □ ヒ □ ショウショユイゴン
証書遺言

【ヒント】

- A. 遺骨を取り出して、墓石を撤去し、お墓を片付けること。
- B. 葬儀の時に飾る写真。素敵な写真を準備しておきましょう！
- C. 自分の考え、思いを相手に示すこと。生前に自分の考えをまとめておくことは大事ですね。
- D. 自分(遺言者)で遺言の全文、日付、氏名を手書きし、押印する遺言書。

第2問

下の家族図で「たろう」が亡くなった場合の相続割合を考えてみましょう。ヒントを参考に()に数字を入れましょう。数字は複数回使用してもOKです。
※遺言書はなし。法定相続の場合。



【ヒント】

★ 使用する数字は
「0, 1/2, 1/4」

★ ()の数字を全て足すと「1」になる。

第3問

解答を「○」または「×」で記入しましょう。

問1

大和市の終活コンシェルジュが行っている終活相談は、回数制限がないため何度も利用できる。

問2

任意後見制度とは、現時点で十分な判断能力はあるが、判断能力の低下に備えて後見人を選ぶ制度であり、後見人は裁判所が選ぶ。

問3

永代供養墓とは、寺院や霊園が家族に代わって、遺骨の管理・供養を行い、承継者(お墓を継ぐ人)を必要としないお墓のことである。

問4

エンディングノートは、65歳以上を対象にしたノートであるため、40代・50代は書く必要はない。

アンケートにご協力ください

～終活クイズについて、ご意見や感想、問題の提案など、自由にご記入ください。～

次回は12月に実施します。お楽しみに！

